

特例屋外広告業者の皆さまへ

屋外広告業 特例届出における取扱いの変更について(お知らせ)

日頃から、本市の屋外広告物行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。
このたび、屋外広告業特例届出における取扱いを下記のとおり変更いたしましたので
お知らせいたします。

記

1 屋外広告業の特例届出の有効期間について

(変更前) 熊本市に届出を出されてから、5年間としていました。

(変更後) 熊本市に届出を出されてから、熊本県の登録期限までとします。

よって、届出期間が5年未満となる場合があります。

2 届出期間を更新された場合の届出番号について

(変更前) 新しい番号を採番していました。

(変更後) これまでの番号の後ろに()で枝番をつけていきます。

3 変更日

令和3年4月1日以降の受付分より

<お問い合わせ先>

熊本市都市デザイン課 屋外広告物班

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話番号 096-328-2508

FAX 096-351-2182